

監 事 監 査 報 告 書

監査日 平成19年 5 月 14 日

学校法人 渡 辺 学 園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

監 事 若 山 正 彦

監 事 兼 山 金 刀 園

私たちは、学校法人渡辺学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて学園の平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）学校法人の業務及び財産の状況について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

渡辺学園寄附行為第22条に基づき理事会、評議員会などの重要な会議に出席したほか、同規程第11条により理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等閲覧し、設置されている学校の業務及び財産の状況を調査しました。また、監査法人加藤事務所と連携をとり、計算書類等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上